



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

272	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
273	〃	( 〃 ).....	2
274	生活保護法による指定医療機関の変更	(福祉保健総務課).....	2
275	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	2
276	救急病院の申出の撤回	(医務課).....	3
277	救急病院の認定	( 〃 ).....	3
278	紀の川土地改良区連合の役員の就任	(農業農村整備課).....	3
279	木材業者等の登録	(林業振興課).....	3
280	森林病虫害等防除法による防除命令の内容	(森林整備課).....	3
281	〃	( 〃 ).....	4
282	保安林予定森林	( 〃 ).....	5
283	都市計画事業の事業計画の変更認可	(道路建設課).....	6
284	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	6
285	〃	( 〃 ).....	8
286	〃	( 〃 ).....	9

### ○ 監査公表

監査公表第7号	.....	10
---------	-------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第272号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年5月8日まで縦覧に供する。

平成24年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 申請年月日

平成24年3月8日

#### 2 名称

特定非営利活動法人和歌山有機認証協会

#### 3 代表者の氏名

小林民憲

#### 4 主たる事務所の所在地

和歌山市小松原通3丁目22

#### 5 定款に記載された目的

この法人は、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」が定めるところに準拠し、健

康と環境を重視する有機食品並びに特別栽培農産物等にかかる公正な検査・認証を行うことを通じ、有機食品並びに特別栽培農産物等への社会的信頼性を高め、環境負荷の少ない生産・加工・流通・消費社会を建設し、もって地球環境の保全に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第273号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年5月9日まで縦覧に供する。

平成24年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成24年3月9日

2 名称

特定非営利活動法人コミュニティーマナーわかやま

3 代表者の氏名

田中敬彦

4 主たる事務所の所在地

和歌山市狐島609番地の9

5 定款に記載された目的

この法人は、地域コミュニティーを活性化する事業を行い、人と人が支え合い、自然と共生する社会を人びと自らが作り上げることを支援して、環境・介護・まちづくり・交流・教育・災害支援など公益の増進に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第274号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新		
新病 6-62	財団法人新宮病院	一般財団法人新宮病院	新宮市仲之町2丁目1番地の15	平成 24.1.19

**和歌山県告示第275号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	指 定 の 有 効 期 限
3010121	ワークステ	和歌山市中之島	就労継続支	知的障害者	特定非営利	和歌山市中之島	平成	平成

055	ーションか めのこ	1280	援B型		活動法人か めのこ会	1280	24. 3. 31	30. 3. 30
-----	--------------	------	-----	--	---------------	------	-----------	-----------

**和歌山県告示第276号**

次の病院について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成24年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 医療法人洗心会玉置病院
- 2 所在地 田辺市上屋敷二丁目5番1号
- 3 失効日 平成24年3月31日

**和歌山県告示第277号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 独立行政法人国立病院機構和歌山病院
- 2 所在地 日高郡美浜町和田1138
- 3 有効期限 平成27年3月31日

**和歌山県告示第278号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

平成24年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

就任した役員（平成24年2月29日就任）

職名	氏 名	住 所
理事	薄井茂裕	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町32番地の1

**和歌山県告示第279号**

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成24年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 名称及び所在地
2020			平成 24. 3. 12	和歌山県橋本市赤塚80 -21	東木材 東勇司	木材	

**和歌山県告示第280号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成24年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

和歌山市、紀の川市、御坊市、美浜町、みなべ町、印南町、白浜町、那智勝浦町及び串本町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## (2) 期間

平成24年4月17日から平成24年7月30日まで

## 2 森林病害虫等の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

森林病害虫等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

## 4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

---

**和歌山県告示第281号**

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成24年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、那賀振興局及び紀の川市役

所に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成24年4月17日から平成24年7月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、航空機により当該樹木に薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

### 和歌山県告示第282号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年3月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字南平野字中曾1958の5、字扇山1959、1972、1973、1974の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備

え置いて縦覧に供する。)

### 和歌山県告示第283号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成24年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 施行者の名称

和歌山市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成15年和歌山県告示第1060号和歌山都市計画道路事業3・5・12号市駅小倉線

3 事業施行期間

平成15年9月16日から平成31年3月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

### 和歌山県告示第284号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

吉右衛門谷(2-322-2-009)、布袋石西一谷(2-324-2-015-2)、布袋石西二谷(2-324-1-015)、布袋石東下谷(2-324-1-016)、薬師寺谷(2-324-1-017)、畑野北一谷(2-324-1-018)、畑野北二谷(2-324-1-019)、寺垣内東下谷(2-324-1-020)、寺垣内東上谷(2-324-1-021)、柘榴川1(2-324-1-022)、柘榴川2(2-324-1-023)、高原下谷(2-324-1-024)、柏ノ谷川(2-324-1-025-1)、柏ノ谷川(2-324-1-025-2)、寺垣内南四谷1(2-324-1-026)、細口東谷(2-324-1-027)、細口川(2-324-1-028)、持石川(2-324-1-029)、出店北谷(2-324-2-014)、布袋石西三谷(2-324-2-016)、布袋石西四谷(2-324-2-017)、布袋石谷川(2-324-2-018)、布袋石東谷川(2-324-2-019-1)、布袋石東谷川(2-324-2-019-2)、布袋石東中谷(2-324-2-020)、黒川北下谷(2-324-2-021)、黒川北上谷(2-324-2-022)、畑野東谷(2-324-2-023)、寺垣内南一谷(2-324-2-025)、寺垣内南二谷(2-324-2-026)、寺垣内南三谷(2-324-2-027)、寺垣内南四谷2(2-324-2-028)、細口西谷(2-324-2-029)、持石東谷(2-324-2-030)、前川(I-235)、寺垣内(2)(I-3328)、寺垣内(5)(I-3329)、黒川(103)(II-20001)、中鞆渕(9)(II-1576)、中鞆渕(10)(II-1583)、中鞆渕(22)(II-1586)、中鞆渕(11)(II-1588)、黒岩(II-1645)、布袋石(3)(II-1652)、布袋石(2)(II-1654)、寺垣内(II-1673)、黒川(2)(II-1675)、黒川(3)(II-1676)、黒川(4)(II-1677)、黒川(101)(II-20001)、黒川(102)(II-20002)、黒川(104)(II-20003)、黒川(105)(II-

20004)、黒川(106)(Ⅱ-20005)、黒川(107)(Ⅱ-20006)、黒川(108)(Ⅱ-20007)、黒川(109)(Ⅱ-20008)、黒川(110)(Ⅱ-20009)、黒川(111)(Ⅱ-20010)、中鞆(41)(Ⅲ-588)、中鞆(43)(Ⅲ-590)、湯の本(Ⅰ-216)、中鞆(16)(Ⅰ-3316)、中鞆(18)(Ⅰ-3317)、中鞆(8)(Ⅱ-1573)、中鞆(7)(Ⅱ-1574)、中鞆(5)(Ⅱ-1581)、中鞆(21)(Ⅱ-1582)、中鞆(31)(Ⅲ-575)、中鞆(32)(Ⅲ-577)、中鞆(37)(Ⅲ-584)、中鞆(38)(Ⅲ-585)、中鞆(39)(Ⅲ-586)、中鞆(40)(Ⅲ-587)、布袋石(Ⅰ-232)、出店(Ⅰ-3330)、岡ノ坂(Ⅰ-234)、西ノ坊(Ⅰ-2224)、布袋石(2)(Ⅱ-1669)、最上(3)(Ⅱ-1658)、出店(3)(Ⅱ-1662)、善田(10)(Ⅱ-1665)、布袋石(1)(Ⅱ-1659)、布袋石(Ⅱ-1661)、黒川(5)(Ⅱ-1674)、出店(2)(Ⅱ-1667)、出店(1)(Ⅱ-1678)、布袋石(5)(Ⅱ-1666)、布袋石(4)(Ⅱ-1664)、黒川(7)(Ⅱ-1679)、布袋石(6)(Ⅲ-631-1)、布袋石(7)(Ⅲ-632)、布袋石(8)(Ⅲ-633)、布袋石(6)(Ⅲ-631-2)、布袋石(9)(Ⅲ-641)、寺垣内(7)(Ⅲ-654)、寺垣内(6)(Ⅲ-653)、北(4)(Ⅰ-258)、北(9)(Ⅱ-1737)、北(10)(Ⅱ-1739)、北(11)(Ⅲ-601)、長山(Ⅰ-253)、長山(1)(Ⅰ-2226)、長山(4)(Ⅰ-2229)、長山(7)(Ⅱ-1735)、長山(6)(Ⅱ-1736)、長山(5)(Ⅱ-1738)、長山(3)(Ⅱ-1740)、長山(2)(Ⅱ-1741)、西山(Ⅰ-252)、西山(3)(Ⅱ-1734)、西山(4)(Ⅲ-600)、国主(2)(Ⅰ-3319)、国主(Ⅰ-3320)、岸小野(Ⅲ-602)、北丸栖(Ⅰ-257)、丸栖(2)(Ⅰ-3318)、丸栖(3)(Ⅲ-599)、井ノ口上ノ段(Ⅰ-3321)、井ノ口(Ⅱ-1742)、神通(Ⅰ-3301)、神通(1)(Ⅱ-1501)、神通(2)(Ⅲ-501)、東山田(1)(Ⅰ-3302)、東山田(2)(Ⅱ-1508)、東山田(3)(Ⅲ-513)、東山田(4)(Ⅲ-514)、西山田(2)(Ⅲ-511)、西山田(3)(Ⅲ-512)、西山田(4)(Ⅲ-518)、枇杷谷(1)(Ⅲ-515)、枇杷谷(2)(Ⅲ-516)、枇杷谷(3)(Ⅲ-520)、中三谷(1)(Ⅱ-1507)、中三谷(2)(Ⅲ-517)、中三谷(3)(Ⅲ-519)、中三谷(4)(Ⅲ-521)、中三谷(5)(Ⅲ-522)、中三谷(6)(Ⅱ-1506)、高野(Ⅰ-3303)、高野(1)(Ⅲ-523)、高野(2)(Ⅲ-524)、高野(3)(Ⅲ-525)、犬ノ墓(Ⅱ-1509)、竹房(1)(Ⅲ-526)、竹房(2)(Ⅲ-527)、西大道端(中)(Ⅰ-197)、寺長(1)(Ⅰ-200)、秋葉(Ⅰ-201)、植田(Ⅰ-202)、寺長(2)(Ⅰ-3307)、寺長(3)(Ⅰ-3308)、寺長(4)(Ⅰ-3309)、北町(Ⅰ-3310)、深田(Ⅰ-3311)、粉河(1)(Ⅰ-3312)、北町(2)(Ⅰ-3313)、粉河(2)(Ⅱ-1529)、寺長(6)(Ⅱ-1530)、中ノ才(1)(Ⅲ-542)、中ノ才(2)(Ⅲ-543)、粉河(3)(Ⅲ-545)、中の組(1)(Ⅰ-212)、中の組(2)(Ⅰ-213)、馬場(Ⅰ-214)、五本松(2)(Ⅱ-1510)、五本松(1)(Ⅱ-1511)、中津川(4)(Ⅱ-1519)、中津川(5)(Ⅱ-1520)、中津川(3)(Ⅱ-1521)、中津川(2)(Ⅱ-1522)、中津川(1)(Ⅱ-1523)、平畑(Ⅱ-1524)、中津川橋下(Ⅱ-1525)、五本松(3)(Ⅲ-528)、五本松(4)(Ⅲ-529)、五本松(5)(Ⅲ-530)、平畑(1)(Ⅲ-534)、平畑(2)(Ⅲ-535)、平畑(3)(Ⅲ-538)、平畑(4)(Ⅲ-539)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

東中津下北谷(2-322-2-008)、布袋石西一谷(2-324-2-015-1)、黒川南谷(2-324-2-024)、西山

(I-2227)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 和歌山県告示第285号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

蓮華谷川(2-326-1-013)、一乗川(2-326-1-014)、大谷川(2-326-1-015-1)、大谷川(2-326-1-015-2)、大谷川(2-326-1-015-3)、菩提院西中川(2-326-1-017-2)、菩提院川(2-326-1-019-3)、丹生池谷(2-326-1-022-1)、丹生池谷(2-326-1-022-2)、根来(8)(I-3341)、根来(9)(I-3342)、根来(1)(I-3346)、根来(7)(I-3347)、根来(15)(I-3348)、根来(2)(I-3349)、根来(13)(I-3350)、根来(14)(I-3355)、根来(6)(I-3359)、根来(18)(I-3361)、根来(19)(II-1746)、垣内(1)(I-250)、垣内(2)(I-251)、境谷(2)(I-3339)、境谷(1)(II-1744)、境谷(3)(III-699)、境谷(4)(III-700)、境谷(5)(III-701)、境谷(6)(III-702)、境谷(7)(III-703)、境谷(8)(III-704)、境谷(9)(III-705)、紀泉台(2)(I-3351)、紀泉台(4)(I-3352)、紀泉台(1)(I-3354)、紀泉台(3)(I-3360)、紀泉台(5)(III-717)、紀泉台(6)(III-719)、紀泉台(7)(III-720)、紀泉台(8)(III-721)、村前(I-248)、押川(1)(I-3340)、押川(2)(I-3343)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

菩提院西中川(2-326-1-017-1)、菩提院西川(2-326-1-018)、菩提院川(2-326-1-019-1)、菩提院川(2-326-1-019-2)、風吹西谷(2-326-1-035-1)、風吹西谷(2-326-1-035-2)

(3) 土砂災害警戒区域の表示



次の図書のとおり

- (4) 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 和歌山県告示第286号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

支溪(5-385-1-001)、右支溪(5-385-1-003)、森の谷(5-385-1-005)、滝本谷(5-385-1-006)、左支溪(5-385-1-010)、左支溪(5-385-1-041)、支溪(5-385-1-042)、滝谷(5-385-1-044)、大谷(5-385-1-045)、小谷(5-385-1-046)、西の谷(5-385-2-001)、右支溪(5-385-2-002)、井の関谷(5-385-2-003)、井の関谷(5-385-2-004)、支溪(5-385-2-059)、支溪(5-385-2-060)、支溪(5-385-2-063)、左支溪(5-385-1-033)、石の谷川(5-385-1-035)、田首谷(5-385-2-040)

- (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

- (4) 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 2 土砂災害警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- (2) 土砂災害警戒区域の名称

支溪(5-385-1-002)、岩の谷(5-385-1-004)、右支溪(5-385-1-007)、左支溪(5-385-1-043)、支溪(5-385-2-058)、支溪(5-385-2-061)、支溪(5-385-2-062)、弥谷川(5-385-1-034)、奥の谷川(5-385-1-036)、久保ノ谷(5-385-1-037)

- (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

- (4) 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 監 査 公 表

## 和歌山県監査公表第7号

平成23年9月22日付け監査報告第11号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年3月27日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 藤 山 将 材

和歌山県監査委員 服 部 一

## 1 知事室

(1) 監査実施年月日 平成23年8月22日

(2) 監査の結果

## 注意事項

ア 写真撮影等の業務委託について、簡易公開調達を実施しているが、業務仕様書に予定写真枚数が記載されていない等不明瞭な点があったので、適正に処理されたい。

(秘書課)

イ 消耗品に係る単価契約が総務事務集中課に合議されていなかったため、適正に処理されたい。

(広報課)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

## 注意事項

ア 業務仕様書に写真の予定枚数及び見積方法を記載することにより、正確に見積もりできるよう改善した。

(秘書課)

イ 契約事務に関しては、支出事務の手引き等を十分に確認し、適正に処理するよう職員に徹底指導した。

(広報課)

## 2 国体準備課

(1) 監査実施年月日 平成23年8月22日

(2) 監査の結果

## 注意事項

ア 旅行命令簿において、移動方法が公共交通となっているが、出張先の一部行程でレンタカーを使用しており、旅行命令どおりの出張となっていないので、適正に処理されたい。

(3) 監査結果に基づき講じた措置

## 注意事項

ア 該当する出張について、自動車の利用の必要性を認めた上で、適正な旅費を再計算し、支出済額との差額について返還措置を行った。

## 3 総務部

(1) 監査実施年月日 平成23年8月22日

(2) 監査の結果

## ア 注意事項

(ア) 集中調達の印刷物で、納入業者から納期当日に納期を当初の納期より1か月後の日とする納期変更願が提出されたが、合理的理由がないのに納期の変更を承認している事例があったため、今後、

適正に処理されたい。

(人事課)

(イ) 個人県民税を除く県税の収入率は、98.4%と前年度に比べ0.2ポイント増加し、県税全体の平成22年度末の収入未済額も約26億5900万円と約2億6600万円圧縮するなど、県税徴収対策本部としての組織的な取組の成果が出ている。

しかしながら、個人県民税については、収入率は93.0%と前年度に比べ0.1ポイント改善しているものの、県税全体の収入未済額における個人県民税の収入未済額が占める割合は、約70%と大きなものであるため、市町村への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく直接徴収を継続実施するとともに、今後も市町村や地方税回収機構との連携を深め、全体として県税収入率向上対策事業の推進により、収入の確保に努められたい。

また、延滞金等諸収入の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

(税務課)

(ウ) 市町村振興資金貸付金に係る借用証書で記載漏れ等があるので、適正に処理されたい。

(市町村課)

(エ) 防災ヘリコプター運航管理業務委託については、特定の者と契約しているが、唯一の委託先とは考えられないので、当該契約あり方を検討の上、適正に処理されたい。

(消防保安課)

(オ) 委託料の執行において、業務が完了していないにもかかわらず、完了したとの検査調書を作成し、経費を支出していたので、適正に処理されたい。

(消防保安課)

(カ) 防災ヘリコプター運航管理業務委託において、見積りでは、清掃業務が積算され、経費支出しているが、清掃を行っている実態がないので、適正に処理されたい。

(消防保安課)

(キ) 公用車の修繕を一人の見積もりにより随意契約で行っているが、二人以上の者から見積書を徴収されたい。

(消防保安課)

(ク) 公用車を管理換えの手続を行うことなく移管していた事例があったので、適正に処理されたい。

(消防保安課)

(ケ) 掃除機を廃棄しているが、物品不用調書及び不用品処分調書が作成されていなかったため、適正に処理されたい。

(消防保安課)

#### イ 検討事項

庁舎等県有施設の自動販売機については、設置業者の選定について、公募による競争入札の導入を検討されているが、競争性、公平性及び透明性を確保し、早期の実施に努められたい。

(管財課)

#### (3) 監査結果に基づき講じた措置

##### ア 注意事項

(ア) 納入業者から納期変更願の提出があった際に、所属内で契約破棄も含めた検討を行ったが、再発注を行った場合の影響を考え、やむなく例外的な措置として納期を1か月遅らせる変更を認めたものである。

結果的には、他の入札参加者と異なる条件を適用したことになり、今後はこのようなことがないように、慎重に適切な判断をしていきたいと考え、所属内での注意喚起を行った。

(人事課)

(イ) 県税の徴収対策として、次の改善を行った。

a 県税徴収対策本部の設置

平成23年度においても県税徴収対策本部を設置し、徴収目標と行動指針を策定して、目標の達成に向け進行管理の徹底を行った。

b 非常勤職員の配置

平成23年度においては、和歌山県緊急雇用創出事業特例基金等を活用して21名を雇用し、自動車税を中心に電話催告、文書催告等、滞納整理の初動態勢を強化した。

c 税収確保に向けた市町村との連携

県と市町村が参加する税収確保に向けた研究会を年3回開催し、滞納整理の活動方針や具体的な強化策を協議した。

また、市町村との共同事業として、合同公売、共同催告、合同滞納整理強化月間の設定及びショッピングセンターでの休日納税窓口の開設を実施した。

d 市町村へ県の徴税吏員を派遣

県税務職員を市町村へ派遣するため、平成23年度は15市町と協定を締結し、市町村の滞納整理を支援している。

e 地方税法第48条に基づく個人県民税の直接徴収の実施

平成23年度についても、全県税事務所において約7千万円の徴収困難な案件を引き受け、滞納整理を実施した。

f 徴収事務研修の実施

平成23年度においては、県及び市町村の担当職員に対し、徴収事務のマネジメント、滞納処分等の専門知識及びスキルの習得のための徴収事務研修として、4月に滞納整理初級研修を、9月に徴収事務（ブロック別）研修（3か所）及び滞納整理特別研修を、11月に滞納整理専門研修を実施した。

g インターネット公売の実施

インターネット公売については、平成23年度はこれまでに2回実施し、電話加入権11件を2万7千円で売却し、滞納税金に充てた。

h 延滞金等の債権管理

延滞金等の債権管理については、平成21年9月4日付け出第186号「元本債権が完納された延滞金及び違約金の調定に係る適正な事務執行について」の趣旨を踏まえ、本税が完納され金額の確定した延滞金等について調定を行い、適正な債権管理を行っている。

また、確定延滞金等が発生した場合及び一定期間未納である場合は、文書等により催告を行うとともに、差押処分を行う等本税と同様に滞納整理を実施している。

(税務課)

(ウ) 借用証書に記載漏れ等ないように複数の職員による確認作業を徹底するなどチェック体制の強化・改善を行った。

(市町村課)

(エ) 現在の防災ヘリコプターの運航管理委託業者は、平成17年度に一般競争入札により決定し、翌年の平成18年度から当該業者と随意契約している。

随意契約理由として、当該業者の操縦士が本県の地勢、飛行条件、気象を熟知し、県防災航空隊の活動を安全で円滑に実施するための連携や活動指示に伴う意思疎通が十分出来ていること、整備士が安全な飛行及び運航管理に必要な防災ヘリの点検、整備について機体の特徴及び過去の点検整備状況を的確に把握していること、防災ヘリの基地である南紀白浜空港内に賃借可能な格納庫及び事務所を唯一所有していることを理由として、防災ヘリコプターの運航管理業務を委託している。しかし、他府県において少数であるが、一般及び指名競争入札後、複数年契約で運航

管理を委託している例もあるため、他府県の契約状況を十分調査した上で、最善の契約方法を検討する。

(消防保安課)

(オ) 完了報告書を十分精査するとともに、完了検査の事務処理に遺漏がないよう課員に周知徹底した。

(消防保安課)

(カ) 清掃業務について、下水管の清掃及び下水処理費用として見積りに記載すべきところ、誤って事務所の清掃業務として記載していたため、業者を指導し、平成23年度分の見積書については修正した。

(消防保安課)

(キ) 県の財務規則等関係規定を確認して適切な事務処理を行うよう課員に周知徹底した。

(消防保安課)

(ク) 公用車の管理換えの手続を行うとともに、重要物品管理簿の修正を行った。

(消防保安課)

(ケ) 物品不用調書及び不用品処分調書を作成し、総務事務集中課に提出するとともに、物品管理簿の修正を行った。

(消防保安課)

#### イ 検討事項

平成24年4月以降の庁舎等県有施設の自動販売機の設置事業者については、公募による競争入札を実施した。

(管財課)

#### 4 企画部

(1) 監査実施年月日 平成23年8月23日

(2) 監査の結果

注意事項

#### ア 注意事項

(ア) 超過勤務について、勤務時間が週38時間45分を超えていないにもかかわらず、25/100の手当に当たる2,604円が支給されていたので、返還措置を講じられたい。

(企画総務課)

(イ) プリンターを廃棄しているが、物品不用調書及び不用品処分調書が作成されていなかったもので、適正に処理されたい。

(企画総務課)

(ウ) 県展案内冊子の作成委託において、原版作成時の不注意により、再印刷を行っているので、今後は適正に処理されたい。

(文化国際課)

(エ) 旅行命令簿では居住地からの直行のみとなっているが、ETCカード使用承認・使用管理簿では、直行・直帰の利用分が記載されており、相違があるので、適正に処理されたい。

(情報政策課)

#### イ 検討事項

(ア) コスモパーク加太の未利用地(894,780㎡)については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

(企画総務課)

(イ) 旧南紀白浜空港跡地(365,407㎡)については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

(企画総務課)

(ウ) 電子申請システムについて、平成22年度の電子申請利用割合が総申請件数の約36%を占め、前年度から約10ポイントの増加となっているが、一層の利用促進方を検討されたい。

(情報政策課)

## (3) 監査結果に基づき講じた措置

## ア 注意事項

(ア) 総務事務集中課と協議し返還措置を講じ、改めて職員に対し記載方法等制度の確認を徹底させた。

(企画総務課)

(イ) 注意を受けた物品に係る不用調書及び不用品処分調書を直ちに作成し、今後適切に手続するよう徹底させた。

(企画総務課)

(ウ) 作品の陳列、写真撮影及び校正において、誤りが生じないように、複数の職員で複数回確認することとした。

(文化国際課)

(エ) 旅行命令簿の記載内容に不備があり、ETCカード使用承認・使用管理簿との整合性を欠く結果となったため、旅行命令簿を訂正した。

(情報政策課)

## イ 検討事項

(ア) コスモパーク加太の利活用については、企業誘致用地及び防災対策用地としての活用に向けて取り組んでいるところである。

企業誘致に関しては、商工観光労働部と連携しながら企業誘致活動に積極的に取り組んで行く。また、防災対策用地としては、広域防災拠点の一つに選定されており、引き続き関係課と協議し、利活用を推進する。

(企画総務課)

(イ) 旧南紀白浜空港跡地について、電波障害や高さ制限等若干の利用の制約があるが、紀南地域の活性化に向けての企業誘致の可能性等について、町あるいは関係機関と今後も検討していく。

(企画総務課)

(ウ) 電子申請については、手続担当課室と連携しながら、より一層利用促進に向けて取り組んでいく。

(情報政策課)

## 5 環境生活部

(1) 監査実施年月日 平成23年8月22日

## (2) 監査の結果

## 注意事項

ア 環境白書については、有償刊行物として販売していることから、無償分についても適正な在庫管理に努められたい。

(環境生活総務課)

イ 産業廃棄物不適正処理及び産業廃棄物不法投棄に係る行政代執行費用の未収金については、平成22年度末で、約11億2千万円超となっている。早期回収は困難と思われるが、今後も、分納が滞らないよう納付指導を行い、適正な債権管理に努められたい。

(循環型社会推進課)

ウ 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、日曜日の超過勤務時間を平日の125/100で計算しているケースがあったので、適正に処理し、不足分を追給されたい。

(循環型社会推進課)

エ 財団法人紀南環境整備公社の平成22年度廃棄物処理施設整備等事業費補助金において、同法人の事業計画を把握していながら、過大な交付申請及び請求を見過ごし、交付決定とその後の概算払まで行っていたので、同法人に対しての指導の強化とともに適正な事務処理をされたい。

(循環型社会推進課)

オ 旅行命令簿において、早朝出発に該当する出発時刻ではないのに早朝出発と記載されており、旅費が加算されていたので、適正に処理されたい。

(県民生活課)

カ 社団法人和歌山県青少年育成協会の出損金を公有財産台帳に登録していなかったため、適正に処理されたい。

(青少年・男女共同参画課)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 予備監査後、速やかに在庫管理簿を作成し、無償分についても適正な在庫管理を行っている。

(環境生活総務課)

イ 債務者が無資力であるため、少額の分納により回収を行っているところである。引き続き債務者の能力に応じた納付指導を行い、未収金の削減に努めるとともに、適正な債権管理を行っていく。

(循環型社会推進課)

ウ 指摘のあった超過勤務手当について、直ちに不足分を追給し、適正に処理を行った。

(循環型社会推進課)

エ 財団法人紀南環境整備公社に対し、補助金の適正処理についての通知及び指導を行った。

また、事務処理に当たっては、今後このようなことのないよう職員に徹底した。

(循環型社会推進課)

オ 旅費を加算していた職員から平成23年7月20日に全額納付を受け返納した。

(県民生活課)

カ 予備監査後、速やかに出損金を公有財産台帳に登録した。

(青少年・男女共同参画課)

6 福祉保健部

(1) 監査実施年月日 平成23年8月25日

(2) 監査の結果

ア 注意事項

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成22年度末で約3,231万円であり、前年度に比し約1,331万円減少している。

今後、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(福祉保健総務課)

(イ) 介護福祉士等修学資金貸付金の未償還金については、平成22年度末で約12万円であり、前年度に比し約6万円減少している。

今後、徴収に向けた取組を積極的に行われたい。

(福祉保健総務課)

(ウ) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成22年度末で約1,117万円であり、前年度に比し、約105万円増加している。

今後、新規未収金の発生防止のため、入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理

に努められたい。

（子ども未来課）

- (エ) 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成22年度末で約3,744万円であり、前年度に比し、約288万円減少している。

今後も、振興局担当者会議等を通じて、新規未償還金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未償還金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（子ども未来課）

- (オ) 児童扶養手当返還金の未収金については、平成22年度末で約1,466万円であり、前年度に比し、約229万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のため、市町村における窓口業務の指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（子ども未来課）

- (カ) 領収証書については、納入者への交付時に収納員が認印を押印しなければならないが、未使用の領収証書にあらかじめ認印が押印されていたので、適正に処理されたい。

（子ども未来課）

- (キ) 集中調達外の消耗品の納品で、納品書に当該発注課の受付印、個人印の押印を行っていないものがあつたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

（子ども未来課）

- (ク) 集中調達外の消耗品の納品で、納品書に当該発注課の受付印、個人印の押印を行っていないものがあつたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

（長寿社会課）

- (ケ) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成22年度末で約543万円であり、前年度に比し約327万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（障害福祉課）

- (コ) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成22年度で約31万円であり、前年度に比し約248万円の減少となっている。

今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（障害福祉課）

- (サ) 特別障害者手当の未収金については、平成22年度末で約198万円であり、前年度に比し約11万円の減少となっている。

今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（障害福祉課）

- (シ) 旅行命令簿で、用務地の地点名称の記載漏れにより、旅費が誤って支給されているので精算されたい。

（障害福祉課）



(ス) 看護職員修学資金貸付金の返還金について、平成22年度末で約47万円が収入未済となっている。今後も、未納者の現状を把握して適切な債権管理に努められたい。

(医務課)

(セ) 委託料の支出において、履行確認が当該年度を超えていたので、適正に処理されたい。

(健康づくり推進課)

(ソ) 集中調達外の消耗品の納品で、納品書に当該発注課の受付印、個人印の押印を行っていないものがあつたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(難病・感染症対策課)

(タ) 国庫支出金については、交付決定通知等を受理したときに調定しなければならないが、約1億4千万円の国庫支出金を当該通知の受理後4か月を経過してから調定していた事例があつたので、適正に処理されたい。

(難病・感染症対策課)

(チ) 損害保険契約において、従来からの見積合せによる随意契約を実施しているが、簡易公開調達制度を適用すべき案件であるため、今後適正に処理されたい。

(薬務課)

#### イ 検討事項

旧六星寮の土地について、有効利用を図られたい。

(障害福祉課)

### (3) 監査結果に基づき講じた措置

#### ア 注意事項

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、その主な原因となっている保護費不正受給の防止のため、「和歌山県生活保護運営基本方針」において重点事項として位置づけ取り組んでいる。各振興局においても、被保護者に対し収入申告義務の周知徹底を図り、その発生自体を未然に防止するとともに、課税状況調査をはじめとする各種関係先調査の実施により収入の把握に努めている。

また、各振興局に対して行う生活保護法施行事務監査では、生活保護費返還金についてヒアリングを行い、未納者に対する家庭訪問による償還指導、一括返還が困難な場合における世帯の実情に応じた分割納付による計画的な返還指導や定期的な催告状の送付などの粘り強い交渉を行うよう徹底を図った。

(福祉保健総務課)

(イ) 介護福祉士等修学資金貸付金の未償還金約12万円については、平成23年4月以降で25,000円を回収し、削減に努めている。

(福祉保健総務課)

(ウ) 児童福祉施設負担金の未収金については、文書や電話等による催告、家庭訪問等により回収を行っており、未納者に対しては、生活実態の把握に努め、一括納入が困難な場合は、分納指導を行い、未納者の実情に合わせた回収や納付誓約書を徴するなど、債権の時効を中断させるよう努めている。

また、入所時に扶養義務者に対して、費用負担について十分な説明を行うとともに、口座振替を推奨するなど新規未収金の発生防止に努めている。

(子ども未来課)

(エ) 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、電話や文書による催告に加えて、母子福祉指導員・振興局の母子自立支援員等により、夜間及び休日においても自宅等を訪問して償還指導を行い、未償還金の債権管理に努めるとともに、自己破産で債務免責となり納入義務が消滅する等徴収できない場合は、速やかに不納欠損処理を行うなど効率的な債権管理に努めている。

また、新規の未償還金の発生を防止するため、振興局担当者会議等を通じて貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、それぞれの未償還者の実態把握に努め、必要に応じて分割償還等の方法を採用など未償還金の回収に努めている。

(子ども未来課)

(オ) 児童扶養手当返還金の未収金については、未納者に対して定期的に文書や電話により催告を行うとともに、母子福祉指導員を中心に早朝、夜間及び休日においても自宅訪問を実施するなど未収金の回収に努めている。さらに、各振興局及び市町村との連携を図りながら未納者の生活実態の把握に努めており、返済に際しては、必要に応じ分割納付の方法を採用など、それぞれの未納者の実情に合わせた回収を行うとともに、時効等で債権が消滅し徴収できない場合は、速やかに不納欠損処理を行うなど、効率的な債権管理に努めている。

また、返還金の発生を未然に防止するため、新規申請や現況届の際に支給要件や諸届出の励行を説明するなど、受給者の制度への理解を深めるよう事務指導監査や研修会を通じて、市町村担当職員に徹底している。

(子ども未来課)

(カ) 領収証書の認印の押印は、納入者への交付時に押印することを徹底した。

(子ども未来課)

(キ) 物品の納品については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知を職員に徹底させ、適正な事務処理を行っている。

(子ども未来課)

(ク) 物品の納品については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知を職員に徹底させ、適正な事務処理を行っている。

(長寿社会課)

(ケ) 児童福祉施設負担金の未収金については、文書や電話等による催告、家庭訪問等により回収を行っており、未納者に対しては生活実態の把握に努め、一括納入が困難な場合は分納指導を行い、未納者の実情に合わせた回収や納付誓約書を徴するなど、適切な債権管理に努めている。

(障害福祉課)

(コ) 知的障害者福祉施設負担金の未収金については、文書や電話等による催告、家庭訪問等により回収を行っており、未納者に対しては生活実態の把握に努め、一括納入が困難な場合は分納指導を行い、未納者の実情に合わせた回収や納付誓約書を徴するなど、適切な債権管理に努めている。

(障害福祉課)

(サ) 特別障害者手当等返還金については、平成21年4月に作成した「滞納整理マニュアル」により、引き続き、各振興局健康福祉部において効率的な債権管理に努めている。

また、債権発生を未然防止のため、各振興局及び市町村担当者を対象とした当該手当制度及び事務処理の説明会を今後も継続して実施する。

(障害福祉課)

(シ) 追給処理を行い、併せて旅行命令簿の記載内容の確認を徹底した。

(障害福祉課)

(ス) 看護職員修学資金貸付金の返還金については、平成23年12月に全額収納した。

(医務課)

(セ) 契約履行の適正な確認事務について、周知徹底した。

(健康づくり推進課)

(ソ) 物品の納品については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知を職員に徹底させ、適正な事務処理を行っている。

(難病・感染症対策課)

(タ) 複数回に分けて交付のある補助金について時期を定めて調定していたものであったが、交付決定通知がある都度、速やかに調定を行うこととした。

(難病・感染症対策課)

(チ) 今後、簡易公開調達制度を適用すべき案件については、適正に処理する。

(薬務課)

#### イ 検討事項

旧六星寮跡地については、平成22年度に建物の解体撤去が完了し、平成23年度中には境界確定業務が完了予定であり、今後は、処分方法等について検討を行う。

(障害福祉課)

### 7 商工観光労働部

(1) 監査実施年月日 平成23年8月22日

(2) 監査の結果

#### 注意事項

ア 中小企業振興資金貸付金については、連帯保証人への徴求等を行うなど、債権回収に取り組まれているが、平成22年度末現在における収入未済額(元金)は81億348万と多額である。

今後も、分割納入中の延滞先については、経営状況を十分把握し、分割納入額の増額交渉を強化し、また、既に事業を廃止、倒産又は休業の状態にある延滞先については、連帯保証人への徴求などを強化し、債権管理に万全を期されたい。

(商工観光労働総務課)

イ 年末の休日勤務の代休日における勤務について、135/100であるにもかかわらず、125/100で支給されていた事例が見受けられたので、適正に処理されたい。

(商工振興課)

ウ 和歌山県中小企業新分野進出支援事業費補助金返還金について、平成22年度末現在の未償還額は、前年度に比し、12万円減少し、約1,183万円となっているが、履行期延長承認申請書による分納計画どおり返還されていないので、引き続き債権管理に努められたい。

(企業振興課)

エ 会計課へ合議されていない支出負担行為があったので、適正に処理されたい。

(企業振興課)

オ 社印はあるが代表者印の押印がない請求書で支払いをしているものがあったので、適正に処理されたい。

(企業立地課)

カ 超過勤務手当について、平日の勤務時間終了後は125/100であるが、135/100で支給されているものがあった。

また、週38時間45分の勤務時間超であるのに、代休にかかる25/100の手当が給されていないものがあったので、いずれも適正に計算し返納及び追給されたい。

(観光振興課)

(3) 監査結果に基づき講じた措置

#### 注意事項

ア 現在分割納入中の延滞先については、継続して経営状況の把握や償還額増額の交渉に努めるとともに、組合から償還計画書等を提出させ、償還意識を改革し、その履行を指導した。その上で、事業継続や再生が困難な組合については、組合資産の任意売却指導を行っている。

破綻組合については、組合資産の競売による債権回収が完了したため、連帯保証人や法定相続人の状況や資産の調査等を進めた上で償還交渉、資産の任意売却指導や法的措置の検討などに取り組んでいる。

(商工観光労働総務課)

イ 誤って支給した超過勤務手当を返納させ、適正な休日勤務手当の支給を行った。

措置後は、代休日の取り扱いに注意し、適正に事務を執行するとともに、超過勤務命令簿の記載方法について職員への周知徹底を行っている。

(商工振興課)

ウ 和歌山県中小企業新分野進出支援事業費補助金返還金については、分納計画どおりの返還指導及び債権保全のための企業訪問等を行い、経営状況を把握するとともに、返還金の完納に向け、粘り強く交渉を行っている。

(企業振興課)

エ 支出負担行為において、合議等に不備がないようチェックを徹底している。

(企業振興課)

オ 請求書に不備がないか支出決定権者によるチェックを徹底している。

(企業立地課)

カ 超過勤務手当について、改めて関係書類を調査し、該当職員への追給を行い、過払いについては返納を行った。

(観光振興課)

## 8 農林水産部

(1) 監査実施年月日 平成23年8月24日

(2) 監査の結果

ア 注意事項

(ア) 集中調達外の消耗品の納品で、納品書に当該発注課の受付印、個人印の押印を行っていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(農林水産総務課)

(イ) 集中調達外の消耗品の納品で、納品書が保存されていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(食品流通課)

(ウ) 商標冒認出願に対する意義申立に係る委託契約については、随意契約の理由がないため競争入札に付されたい。

(食品流通課)

(エ) 過年度分の未登記処理については、平成22年度末で、なお、91件が未登記となっているので、引き続き登記事務促進対策事業の推進に努められたい。

(農業農村整備課)

(オ) 土地改良事業等の竣工に伴い、当該事業で設置した工作物を既に市町村及び土地改良区に譲与し、底地のみが県所有となっている土地については、引き続き計画的に譲与を進めるよう努められたい。

(農業農村整備課)

(カ) 公用車の購入において、歳出予算の節の区分に予算がないにもかかわらず入札が行われ、その予定価格も予算額を上回っていたので、今後適正に処理されたい。

(農業農村整備課)

(キ) 支出負担行為が会計課へ合議されていなかったもので、適正に処理されたい。

(果樹園芸課)

(ク) 食文化体験(梅加工)事業の梅の購入において、一人の見積りにより随意契約を行っているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。

(果樹園芸課)

(ケ) 動物用ワクチンの購入において、和歌山県の公共調達制度に反し指名競争入札を執行していたので、一般競争入札に改められたい。

(畜産課)

(コ) 集中調達外の消耗品の納品で、納品書が保存されていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(畜産課)

(サ) 水中ポンプ等の修繕契約については、予定価格が予算額を上回っていると同時に仕様書に特定のメーカー名が記されていたので、適正に処理されたい。

(畜産課)

(シ) 農業改良資金の未収金については、債権者への償還指導の継続により、元金は110万円減少し、平成22年度末で約113万円となっているが、違約金は同年度末で約530万円となっており、回収は進んでいない。

今後とも、分割回収計画どおりの債権回収を進めるとともに、新規滞納の防止に努められたい。

(経営支援課)

(ス) 林業改善資金貸付金については、平成22年度の回収額は17万円と厳しい状況であり、同年度末の未収金は、約1,501万円となっている。

今後とも、法的措置も検討しながら未収金の早期回収に努められたい。

(林業振興課)

(セ) 公用車の購入において、歳出予算の節の区分に予算がないにもかかわらず入札が行われ、その予定価格も予算額を上回っていたので、今後適正に処理されたい。

(林業振興課)

(ソ) 日高振興局内の平成13年度治山事業工事に係る違約金の未収金40万円については、引き続き債権管理に努めるよう指導されたい。

(森林整備課)

(タ) 保安林整備受託事業において、特定の者と契約を行っているが、同業務を実施できる者は複数者あると考えられるため、一般競争入札を実施されたい。

また、当該契約では予定価格を定めておらず、契約書に代えて請書で処理していたので、適正に処理されたい。

(森林整備課)

(チ) 沿岸漁業改善資金貸付金の未収金については、平成22年度末で現年度分が前年度に比べ約58万円減少し約139万円、過年度分も前年度に比べ約239万円減少し約1,494万円で、これらに確定分の違約金約546万円を加えると、合計約2,179万円となっている。

今後とも、償還指導の徹底による延滞の長期化防止及び新規滞納者の発生防止に努められたい。

(水産振興課)

(ツ) 集中調達の消耗品の納品で、物品調達伺書を起案した職員が納品検査を行っていたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(資源管理課)

## イ 検討事項

普通財産である社団法人和歌山県畜産公社跡地については、引き続き当該土地の有効活用を検討されたい。

(畜産課)

## (3) 監査結果に基づき講じた措置

## ア 注意事項

(ア) 物品の納品については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知を職員に徹底させ、適正な事務処理を行っている。

(農林水産総務課)

(イ) 物品の納品については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知を職員に徹底させ、適正な事務処理を行っている。

(食品流通課)

(ウ) 商標冒認出願に対する意義申立に係る契約について、競争入札により行うよう改める。

(食品流通課)

(エ) 平成9年度から行っている社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会を活用した「登記事務促進対策事業」を今後とも推進していくとともに、各市町に対しても未登記物件に関わる地籍調査を早急に進めるよう働きかける等、未登記処理について早期の解決を図っていく。

(農業農村整備課)

(オ) 土地改良事業等の竣工に伴い、当該事業で設置した工作物を既に市町村及び土地改良区に譲与し、底地のみが県所有となっている土地については、譲与促進を図るため「県有土地改良施設用地譲与促進対策事業」を実施し、県有地の特定を行うとともに、その現況が公図と一致しない箇所については、社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託し、訂正作業を行った後、順次、機能管理者である市町村及び土地改良区に譲与し、土地改良財産の一元管理を引き続き図っていく。

(農業農村整備課)

(カ) 公用車の購入においては、予算の流用の手続をとるなど和歌山県財務規則に基づき適正に処理する。

(農業農村整備課)

(キ) 支出負担行為の合議については、「予算の取扱いについて」の別表「支出負担行為等決裁・合議」を複数人で確認しながら、予算を執行している。

(果樹園芸課)

(ク) 食文化体験事業の梅の購入については、県下全域の小中学校等で事業を実施しており、果樹園芸課が一括で契約していたため、県下全域を対象として青梅の出荷を取り扱う業者は一人しかいないことから、一人の見積りにより随意契約を行っていた。

今後は、事業を各振興局単位で行い、二人以上の者から見積書を徴取し実施する。

(果樹園芸課)

(ケ) 動物用ワクチンの購入契約については、公共調達制度及び財務規則等の規程を遵守して実施することとした。

(畜産課)

(コ) 物品の納品については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知を職員に徹底させ、適正な事務処理を行っている。

(畜産課)

(サ) 契約業務に当たっては、公正な仕様書の作成に留意するとともに、適正な事務手続を行うよう徹底を図った。

(畜産課)

(シ) 農業改良資金貸付金の保全及び回収の事務を委託している和歌山県信用農業協同組合連合会など関係機関と連携して、滞納者に対し償還指導を行い、分割償還計画に基づく計画的な債権回収を進めるとともに、新規滞納の防止に努めている。

(経営支援課)

(ス) 和歌山県森林組合連合会をはじめとする関係森林組合と連携を図りながら、債務者及び連帯保証人に対し継続して督促を行うとともに、債務者の状況を把握し、償還指導を行い、未収金の削減に取り組んでいる。

なお、直接交渉を粘り強く重ねた結果、4月から12月までの間に、計31回の督促をし、計22万円の未収金の回収を行った。

(林業振興課)

(セ) 予算の執行管理に十分に注意を払いながら財務規則に従った事務処理を行うよう職員に徹底を図った。

(林業振興課)

(ソ) 債務者が平成23年8月22日に時効の援用を行ったことに伴い債権の消滅時効が完成したため、平成23年11月に不納欠損処分を行った。

(森林整備課)

(タ) 契約においては、一般競争入札を実施するとともに、事務手続においても財務規則に基づき適正に執行している。

(森林整備課)

(チ) 債務者に対しては、引き続き文書及び電話による督促や個別面談の実施等を行うとともに、漁業協同組合等の協力を得ながら計画的な償還を粘り強く指導するなど、延滞の長期化防止に努めている。

また、新規滞納者の発生防止策としては、約定償還日到来前から漁協を通じて各借受者の償還見込みの把握に努め、新規の延滞発生を防止するよう漁協に指導をしている。延滞の発生が予想される場合や、やむを得ず新たに延滞が発生した場合は、早急に文書及び電話による督促や個別面談を実施し、事後の償還計画の指導を行うなど初期段階での対応に力を入れている。

(水産振興課)

(ツ) 物品の納品については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知を職員に徹底させ、適正な事務処理を行っている。

(資源管理課)

#### イ 検討事項

和歌山県畜産公社跡地については、譲渡についての協議も含め、当該土地の有効活用が図れるよう引き続き検討を行う。

(畜産課)

### 9 県土整備部

(1) 監査実施年月日 平成23年8月23日

(2) 監査の結果

#### ア 注意事項

(ア) 道路改良工事現場への不法投棄に伴う撤去費用について、平成22年度末で約22万円が収入未済となっているので、適切な債権管理に努められたい。

(県土整備総務課)

(イ) 集中調達品の納品で、物品調達伺書を起案した職員が納品検査を行っていたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(技術調査課)

(ウ) 土木使用料（道路）の未収金は、平成22年度末で約60万円となっており、前年度に比し約29万円減少している。

引き続き、適切な債権管理に努められたい。

(道路保全課)

(エ) 工事請負契約不履行に伴う違約金及び延滞金並びに不法占用代執行経費は、平成22年度末で約128万円が収入未済となっており、前年度に比し約16万円増加している。

引き続き、適切な債権管理に努められたい。

(道路建設課)

(オ) 業務委託契約不履行に伴う違約金等は、平成22年度末で約265万円が収入未済となっている。

引き続き、適切な債権管理に努められたい。

(河川課)

(カ) 土地使用料等の未収金は、平成22年度末で約32万円となっており、前年度に比し約5万円減少している。

引き続き、適切な債権管理に努められたい。

(河川課)

(キ) 河川敷地の不法占用については、平成22年度末現在、なお16件あるので、引き続き不法占用者に対しては厳正に対処されたい。

また、不法占用を防止するため、河川パトロール等により、河川巡視の強化に努められたい。

(河川課)

(ク) 土地区画整理事業の貸付金の返還金について、平成22年度末で約8,851万円が収入未済となっている。

引き続き、適切な債権管理に努められたい。

(都市政策課)

(ケ) 公営住宅の家賃等の未収金について、長期滞納者に対しては、訴訟を提起するなど案件に応じた回収に努められているところであるが、平成22年度末現在で、収入未済額が約1億9,200万円と依然として多額である。

今後も、未納者の現状を把握して、各振興局、県住宅供給公社及び委託管理人と連携し、適切な債権管理に努められたい。

(建築住宅課)

(コ) 特定公共賃貸住宅は4団地33戸であるが、そのうち入居戸数は平成22年度末現在6戸となっている。

今後も、県民のニーズを把握し、より効果的なPR方法等を検討し、入居戸数を増やすよう努められたい。

(建築住宅課)

(サ) 県営住宅において、自動販売機設置の用に供することを条件に行政財産の目的外使用の許可を与えた2件については、財産の区分を土地とし、和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年条例第67号)に基づき土地の種別で使用料を算定しているが、自動販売機の設置場所から、財産の区分は建物が適切と考えられるので、適正に処理されたい。

(建築住宅課)

(シ) 行政財産の目的外使用許可を受けた者から使用許可数量の変更申請があり変更許可を与え使用料が減額となった事例について、減額分の使用料を返還していないので、適正に処理されたい。

(建築住宅課)

(ス) 普通財産の貸付けについて、和歌山県公有財産事務規程(平成10年訓令第1号)第30条第1項の規定に基づく総務部長への協議が行われていなかったため、適正に処理されたい。

(建築住宅課)

(セ) 集中調達外の消耗品の納品で、納品書に発注課室の受付印、職員の個人印を押印していないものがあったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、



適正に処理されたい。

(公共建築課)

(ソ) 港湾施設使用料等の未収金について、過半を占める大口滞納者に対して訴訟提起するなどの努力はされているが、平成22年度末で、約2,937万円となっている。

引き続き、適切な債権管理に努められたい。

(港湾空港振興課)

(タ) 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税となっている土地の貸付けについて、賃料に消費税を加算した事例があったので、適正に処理されたい。

(港湾空港振興課)

(チ) 平成21年9月に行った弁護士への法律相談に係る弁護士費用を約1年後に過年度支出した事例があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

(港湾整備課)

#### イ 検討事項

(ア) 廃道敷地については、平成22年度末で12件が未処理となっているので、引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理に努めるとともに処分等を進められたい。

(道路保全課)

(イ) 共架電線その他上空に設ける線類について、道路占用料徴収条例(昭和28年条例第7号)で占用料を定めているが、共架電線等を支持する電柱等が両方とも道路区域外に建植されている場合は、道路の上空を通っている場合でも占用許可の対象とせず、占用料を徴収していない。道路の管理権は、道路の管理のため必要かつ十分な範囲まで及ぶものであり、道路を横断する架空電線の取扱い及び占用料の徴収について検討されたい。

(道路保全課)

(ウ) 道路整備事業の残地について、現況を十分把握の上、処理方針を検討されたい。

また、事業休止中のため未利用となっている土地については、適切な管理に努め、これまで投入してきた財源が無駄にならないよう、速やかに利活用を検討されたい。

(道路建設課)

(エ) 廃川敷地の処理について、平成22年度に2件の処理が完了し同年度末現在で未処理件数は7件となっている。不法占用には厳正に対処するとともに、防止するための資産保全手続及び定期的なパトロールを実施されたい。

また、廃川敷地は、不整地であることなど売却が難しいものが多いので、一定の条件をつけて貸付けるなどの方策を検討し、引き続き適正な管理に努められたい。

(河川課)

#### (3) 監査結果に基づき講じた措置

##### ア 注意事項

(ア) 海草振興局建設部とともに、引き続き納入義務者に関する情報収集を行い、定期的に催告を行っている。

(県土整備総務課)

(イ) 物品の納品については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知を職員に徹底させ、適正な事務処理を行っている。

(技術調査課)

(ウ) 平成22年度末で約60万円の未収金があったが、平成23年度に169,015円を回収した。

今後も、「道路占用料の未収金対策マニュアル」等に基づき担当部局である振興局建設部に對し、引き続き指導を行っていく。

(道路保全課)

(エ) 平成22年度未収入未済額128万円については、引き続き回収に向けて催告するなど、厳正な債権管理に努めている。

(道路建設課)

(オ) 今後、資産等の状況を調査し、債権回収が不可能な状況であれば徴収停止を行い、不納欠損の手続について検討する。

(河川課)

(カ) 平成22年度末では約32万円であったが、平成23年4月以降も振興局による臨戸訪問等の強化を行った結果、平成23年11月末現在の未収金は約19万円となっている。

今後とも、滞納者への臨戸訪問等の強化を行い、納入を催告するよう振興局を指導し、引き続き適切な債権管理に努める。

(河川課)

(キ) 河川敷地の不法占用については、現在、「和歌山県河川法違反行為対策指針」に基づき、度重なる指導や河川敷地の払い下げ検討を行うなどの具体的な対応を実施している。引き続き不法占用者に対して現状が違法行為であることを十分に認識させ、その形態等に応じた指導や処分を行い、全面的な解消に努めていく。

また、新たな不法占用を防止するため、「河川パトロール実施要領」に基づき、引き続き河川巡視の強化に努める。

(河川課)

(ク) 土地区画整理事業の貸付金の未収金については、特定調停の結果、区画整理組合に資産がないため、連帯保証人に対して引き続き時効の中断を行いつつ、返済の催告を行っている。

(都市政策課)

(ケ) 公営住宅の未収金については、従前から住宅供給公社、各振興局及び委託管理人とともに縮減に努力しているところであり、住宅供給公社及び委託管理人との打合せ会議を通じて滞納状況を把握し、戸別訪問による督促・徴収、保証人との接触等を繰り返すことで滞納整理に取り組んでいる。平成22年度は、特に、明渡し訴訟を前提に連帯保証人との接触を強化した結果、年度末の収入未済額が、前年度末に比べ約3,840万円の減額となっている。昨今の不況による経済情勢の悪化により未収金回収の困難さが増しているが、新たな滞納者に対しては、早期段階から納付指導・催告を行うことで未収金の増加を防ぎ、長期滞納者については、訴訟を含めた法的措置の実施により、更に収納実績の向上を図るよう努める。

(建築住宅課)

(コ) 特定公共賃貸住宅について、近隣民間賃貸住宅の家賃調査を実施の上、平成23年4月から2割から3割の値下げを実施した。

また、広報誌等で積極的な広報活動を実施するとともに、県営住宅に入居する収入超過者等に対するあっせんにも努めている。

(建築住宅課)

(サ) 団地集会所の軒下等に設置している自動販売機については、屋外設置との解釈のもと、財産区分を土地としていたが、所管課と協議の上、平成24年度の許可からは、適正に処理を行う。

(建築住宅課)

(シ) 減額となった使用料については、返還を行った。

今後、適正な事務処理を行うよう職員に徹底した。

(建築住宅課)

(ス) 財産貸付け等の事務手続においては、和歌山県公有財産事務規程等に留意し、適正に執行するよう職員に徹底した。

(建築住宅課)

(セ) 物品の納品については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知を職員に徹底させ、適正な事務処理を行っている。

(公共建築課)

(ソ) 港湾施設使用料等の未収金については、平成21年7月「港湾等使用料等の未収対策マニュアル」を作成し、和歌山下津港湾事務所及び各振興局建設部に通知するとともに、各案件ごとの未収金の実態についてヒアリングを実施するなど未収金対策の徹底を図ってきたところである。

また、平成22年度末の未収金約2,937万円については、再三の納付催告等により、今年度12月末現在で約73万円が納付され、回収不能等案件の約3万円（1件）については、不納欠損処理を行い、現在の未収金は2,861万円となっている。このうち、約8割に当たる2,600万円が訴訟に係る案件である。

なお、大口滞納者への滞納債権の回収及び建物等の撤去と土地の明け渡し訴訟については、県の勝訴判決が確定したので、平成23年度内を目処に強制執行を行う予定である。

今後も、引き続き、関係機関との連携を密にしながら、未納の未然防止及び督促等による債権回収に努める。

(港湾空港振興課)

(タ) 誤って徴収した使用料については、返還処理を行った。

今後は、このような事例が発生しないように適正な処理を行う。

(港湾空港振興課)

(チ) 今後このような支出遅れがないように、確認を行うとともに適正な支払管理について職員に周知徹底を図った。

(港湾整備課)

#### イ 検討事項

(ア) 平成22年度末の未処理の廃道敷地は12件あるが、そのうち1件については隣接者に払下げを行なった。また2件についても処理手続中である。

廃道敷地については、公図混乱の問題、あるいは形状等の理由など難しい課題があるが、決定した今後の方策に基づき早期の処理に努める。

(道路保全課)

(イ) 道路を横断する架空電線の取扱いについて、他都道府県の状況を調査したところ、回答のあった42都道府県中、37都道府県が占用許可の対象としている状況である。この結果を踏まえ、共架電線等を支持する電柱等が両方とも道路区域外に建植されている場合においても、占用許可の対象とする方向で検討していく。

(道路保全課)

(ウ) 道路整備事業の残地について、周辺地権者より請求があり、かつ計画や地形の形状変更等により道路用地として不用と判断された場合は、市町村等の意見を聞き、払下げを行っており、平成22年度に1件処理したところである。

今後も、現況を十分把握の上、各振興局建設部と協議し、案件ごとの処理方針を検討する。

なお、事業休止中のため未利用となっている土地については、周辺の用地買収が可能となることにより事業が再開されている箇所もあるが、今後も、適切な管理に努めていく。

(道路建設課)

(エ) 廃川敷地の処理については、平成21年度末の未処理件数は9件であったが、平成22年度中に2件処理し、平成22年度末は7件となっている。さらに、平成23年6月に売買契約が完了し、1件処理したことにより、平成23年11月末現在の未処理件数は6件となっている。

今後とも、不法占用を防止するため、河川敷地同様にパトロール等により、巡視の強化に努めるとともに、速やかに処理が行えるよう関係機関等と協議を進め、引き続き適正な管理に努める。

(河川課)

## 10 会計局

(1) 監査実施年月日 平成23年8月23日

## (2) 監査の結果

## ア 注意事項

(ア) 支出決定されていたが、総務事務集中課出納員の押印が漏れていた支出票を支払処理していたので、適正に処理されたい。

(会計課)

(イ) 旅行命令簿による旅費の計算が誤っているものが見受けられたので、適正に処理されたい。

(総務事務集中課)

(ウ) 支出決定された支出票を、総務事務集中課の出納員が決裁せずに、支払機関に書類を回付していたので、適正に処理されたい。

(総務事務集中課)

(エ) 届出による通勤手当認定額の計算が誤っているものがあつたので、適正に処理されたい。

(総務事務集中課)

## イ 検討事項

支出負担行為の整理時期について、和歌山県財務規則（昭和63年規則第28号）で「支出決定をするとき」と定めているものは、報酬、給料、光熱水費、電信電話料及び単価契約によるもの等に限定されていたが、平成19年度から、契約書又は請書を作成しない講師等に対する報償金、価格が業者間で異なる書籍類、契約書又は請書を作成しない会場使用料等、また、出納員の決裁による総務事務集中課で処理する物品購入に係る報償費等が追加されている。

予算統制上の観点から「契約時、物品購入時等債務を負うとき」に支出負担行為を整理するのが適当と考えられる経費があることから、財務規則等の見直しを検討されたい。

(会計課)

## (3) 監査結果に基づき講じた措置

## ア 注意事項

(ア) 支出処理を行う時点で、支出票の最終チェックを徹底する。

(会計課)

(イ) 旅行命令簿の記載事項と旅費計算内容の確認を徹底する。

(総務事務集中課)

(ウ) 今後支出事務に遺漏のないよう注意する。

(総務事務集中課)

(エ) 手当認定額積算時の運賃表等の認定資料の確認を徹底する。

(総務事務集中課)

## イ 検討事項

契約書等を作成しない書籍類の購入及び会場使用料（付随する経費を含む。）の発注等を行う前に、予算統制の実効性を確保するため、支出に係る予算、発注金額及び発注先等について、物品を調達するための伺書等により事前に所属長が決裁する事務処理を徹底するよう、平成23年11月25日付け会第285号にて各所属長等へ通知した。

(会計課)

## 11 県議会事務局

(1) 監査実施年月日 平成23年8月24日

## (2) 監査の結果

## 注意事項

支出負担行為が、総務事務集中課に合議されていなかったもので、適正に処理されたい。

(3) 監査結果に基づき講じた措置

注意事項

定められた支出負担行為の決裁・合議区分の確認を徹底し、今後このようなことがないように十分注意する。

12 教育委員会

(1) 監査実施年月日 平成23年8月23日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 平成18年5月に支給された退職手当について、平成19年4月に退職手当を支給された職員が禁固以上の刑に処せられたため、職員の退職手当に関する条例(昭和37年条例第57号)第18条第1項第1号に基づき、当該職員から速やかに返納を求め調定すべきであったが、調定は、平成22年度となっている。一部返納されたが、平成22年度末で未収金額が約1,285万円となっており、債権の早期回収に努められたい。

(給与課)

イ 職員定期健康診断等委託業務において、一般競争入札を執行しているが、仕様書に受診者本人の自己負担額の取扱いが明確にされていなかったもので、適正な事務処理をされたい。

(福利課)

ウ 進学奨学金等返還金の未収金については、個別相談会の開催や家庭訪問等の実施による償還指導等に努められているところであるが、平成22年度末で約7億5,230万円となっており、前年度末に比し約3,604万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握し、効率的に収納率を高める方策を検討し、引き続き債権管理に努められたい。

(生涯学習課)

エ 和歌山県修学奨励金返還金の未収金については、平成22年度末で約2,725万円となっており、前年度末に比し約1,140万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のため、貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、未納者の現状を把握し、事例によっては連帯保証人に対し償還を求めるなど、引き続き債権管理に努められたい。

(生涯学習課)

オ 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、土曜日の超過勤務時間を平日の125/100で計算しているケースがあったので、適切に処理し、不足分を追給されたい。

(生涯学習課)

カ 和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会における交通誘導警備業務については、特定の者と随意契約を実施しているが、当該業務を実施できる者は、複数存在すると考えられることから、簡易公開調達を実施されたい。

(スポーツ課)

キ 週38時間45分の勤務時間超であるのに、代休にかかる25/100の手当の支給が不足している事例があったので、適正に処理されたい。

(スポーツ課)

ク 集中調達の消耗品の納品で、当該発注課室の受付印、個人印の押印を行っていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(文化遺産課)

ケ 刀剣類登録申請書に添付された県証紙に消印のなされていないものが2件あったので、適正に処理されたい。

(文化遺産課)

コ ネット安全わかやま委託事業において、予定価格算定における積算内容や仕様書と業務実績に乖離があったにもかかわらず、内容を十分確認せず契約額どおり支払っていたので、適正に処理されたい。

(学校指導課)

サ 週38時間45分の勤務時間を超えていないのに、代休にかかる25/100の手当を支給している事例があった。

また、土、日の超過勤務に対する代休対応で、代休時間の不足分について、125/100で支給すべきところ、135/100で支給していた事例があったので、いずれも適正に処理されたい。

(学校人事課)

### (3) 監査結果に基づき講じた措置

#### 注意事項

ア 退職手当の返納については、債務者の資力が乏しいため、少額の分納により回収を行っている。

今後、債務者の能力に応じた納付を指導し、未収金の縮減に努めるとともに、適切な債権管理を行っていく。

(給与課)

イ 職員定期健康診断等委託業務において、一般競争入札を執行する際、仕様書に受診者本人の自己負担額の取扱いを明記し、適正な事務処理を行っていく。

(福利課)

ウ 進学奨学金等については、未納者に対して督促状を定期的に送付し、同時に口座振替制度の周知を図るとともに、電話や家庭訪問を実施し、未納者の現状等により分割納付の方法を採るなど計画的な返還や、返還免除等についての指導をきめ細かく行っている。

また、関係市町に貸与台帳を配付し、返還の相談等に対応できるようにしている。さらに、未納者の現状等をデータ化し、未納者の返還に対する意思・意向調査を実施していくための準備作業を進めている。

なお、その調査結果等に基づき、未納者を分類し、電話や家庭訪問による返還指導、地域単位での個別相談会、また、悪質滞納者に対する支払督促の予告を通知するなど、効率的に収納率を高める方策を実施していくこととする。

(生涯学習課)

エ 和歌山県修学奨励金については、未納者に対して督促状を定期的に送付するとともに、電話や家庭訪問により、返還指導を行っている。

また、現在貸与中の者には、奨学生としての自覚と返還意識を高める指導を、在学している学校を通じて行っている。さらに、未納者の現状等をデータ化し、未納者の返還に対する意思・意向調査を実施していくための準備作業を進めている。

なお、その調査結果等に基づき、未納者を分類し、短期の未納者には、早期に電話による指導を行い、新規未償還金の発生防止に努めるとともに、電話や家庭訪問による返還指導や悪質滞納者に対する支払督促の予告を通知するなど、効率的に収納率を高める方策を実施していくこととする。

(生涯学習課)

オ 支給不足となった超過勤務手当758円については、7月に適切に処理をし、8月19日支給の給与で追給済みである。

今後は、適正に処理するよう職員に徹底する。

(生涯学習課)

カ 和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会における交通誘導警備業務については、平成23年度から簡易公開調達を実施している。

(スポーツ課)

キ 不足支給分については、追給の処理を行った。

今後は、漏れのないよう適正に事務を行う。

(スポーツ課)

ク 平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、物品の納品を受け際には、担当者が課の受付印及び個人印を押印し、漏れがないよう適切な処理を行っている。

(文化遺産課)

ケ 証紙の消印を担当者が行うとともに、補助者による二重チェックを行い漏れがないよう適正な処理を行っている。

(文化遺産課)

コ 予定価格の算定については、契約期間等を再度確認し、適切な価格設定に努めている。

また、支払時には、勤務状況を確認できる出勤簿等の提出を求め、内容を十分審査した上で適切な事務処理に努めるとともに、今後同様の事業における仕様書の作成時には、業務実績との比較を容易にするため、明確な記載を行うよう徹底する。

(学校指導課)

サ 超過勤務手当の過払いについて、判明後直ちに本人に連絡を行い、平成23年9月5日に過払額5,855円を返納した。

また、超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿の記載について、改めて職員に周知徹底し、適正に事務を行っている。

(学校人事課)

### 13 公安委員会

(1) 監査実施年月日 平成23年8月24日

(2) 監査の結果

#### 注意事項

ア 放置違反金の未収金については、平成22年度末で約4,595万円であり、前年度に比し約134万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

イ 普通扶助料返還金の未収金については、平成22年度末で約12万円となっている。

今後も、徴収に向けた取組を積極的に行われたい。

ウ 単価契約書及び支出負担行為が会計課へ合議されていなかったもので、適正に処理されたい。

エ 新聞購読料については、部数を確認せず支払ったため戻入した事例があったので、適正に処理されたい。

(3) 監査結果に基づき講じた措置

#### 注意事項

ア 放置違反金の債権管理業務については、以下のとおり実施している。

(ア) 催促業務の強化

休日、夜間及び早朝の訪問催促を行うとともに県外滞納者に対しても積極的な訪問催促を実施している。

また、滞納処分については、金融機関の預貯金だけでなく、生命保険などにも幅を広げて実施している。

(イ) 適切な債権管理

駐車違反管理システムを活用し、適切な債権管理を徹底している。

また、時効切迫事案については、できる限り時効中断措置を講じるなどし、未収金の徴収に努めている。

イ 債権者に対し、返還するよう督促を行っており、それぞれ少額ずつではあるが、返還を受けている。

今後も、定期的な納付書の送付や電話催促を行い、引き続き未収金の徴収に努めていく。

ウ 支出負担行為については、内容の審査のみでなく、決裁区分及び合議区分に対しても確認の徹底を行うよう改善に努めている。

エ 新聞購入部数と新聞業者からの請求内容との突合を確実にし、部数の確認の徹底を行うよう改善に努めている。